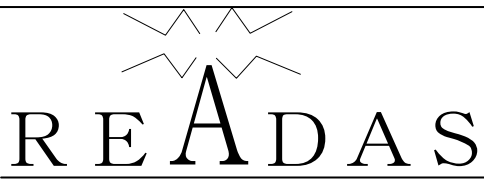


第 5853 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 12月 8日 金曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

1 月支給の 12 月分給与と年末調整

Q：当社は、月末締め翌月10日に給与を支給しています。1月に支給する12月分の給与は年末調整ではどうしたらいいのですか？

A：今年の年末調整の対象にはなりません。

【解説】

年末調整は、その年1月1日から12月31日までの間に支払うべきことが確定した給与の合計額について行うこととなっています。

支払うべきことが確定した給与とは、給与所得者からすると収入金額の収入すべき時期が確定した給与のことをいい、この収入金額の収入すべき時期とは、次のようにされています。

- ① 契約又は慣習その他株主総会の決議等により支給日が定められている給与等(次の②に掲げるものを除く)についてはその支給日、その日が定められていないものについてはその支給を受けた日
- ② 役員に対する賞与のうち、株主総会の決議等によりその算定の基礎となる利益に関する指標の数値が確定し支給金額が定められるものその他利益を基礎として支給金額が定められるものについては、その決議等があった日。ただし、その決議等が支給する金額の総額だけを定めるにとどまり、各人ごとの具体的な支給金額を定めていない場合には、各人ごとの支給金額が具体的に定められた日

したがって、来年に支給される給与については、今年の年末調整の対象にはなりません。

